

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 第7条第2項及び第3項・・・「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。 同条第4項・・・「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 関係法令との整合が図れる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和5年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。